

知的財産の関連人材の育成に関する推進計画の各府省の取組状況

(注)資料中の枠外にあるゴシック体の文章は、「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」の各項目を示す

1.知的財産関連人材の養成と知的財産教育・研究・研修を推進する

(1)専門人材を育成する

弁護士・弁理士の大幅な増員と資質の向上を図り、知的財産に強く国際競争力のある弁護士・弁理士を充実する

)2003年度以降、法曹人口の大幅な増加を図る中で、知的財産に強い弁護士を増加させる。

担当府省	取組状況	参考
司法制度改革推進本部 法務省	<p>【2004年度以降】 2004年4月に開設された各法科大学院のカリキュラムにおいては、知的財産権等の専門分野に強い法曹を育成することが可能な制度設計となっているところである。 司法制度改革推進計画(2002年3月19日閣議決定)にのっとり、司法試験の合格者数を、2004年に1,500人程度とする。</p>	<p>弁護士数：20,240人(2004年4月1日現在) (日弁連ホームページより)</p> <p>弁理士登録をしている弁護士数：320人(2004年3月末現在)</p> <p>法曹人口の拡大 ・司法試験合格者を2002年に1200人程度、2004年に1500人程度とし、法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら、2010年ころには年間3000人程度を目指す。 (司法制度改革推進計画(2002.3.19閣議決定)) ・2018年ころまでには、実働法曹人口は5万人規模に達することが見込まれる。 (司法制度改革審議会意見書 2001.6.12)</p> <p>日本弁護士連合会 知的財産法研修会(全3日間) ・2003年 参加者1179名、全課程受講者995名 (日弁連HPより)</p>

現行制度下の特定侵害訴訟代理人としてのいわゆる付記弁理士について、新たな制度の運用状況や弁護士・弁理士の活動状況などの実情も踏まえ、特定侵害訴訟における単独受任等の検討も含めた弁理士の積極的活用等について、2003年度以降検討を行う。

担当府省	取組状況	参考
司法制度改革推進本部	<p>【2003年度】 新たな制度の運用状況等を的確に見守っていくこととした。</p> <p>【2004年度】(予定) 新たな制度の運用状況等を的確に見守っていくこととする。</p>	<p>能力担保研修 (特定侵害訴訟に関する訴訟代理人となるのに必要な学識及び実務能力に関する研修) 期間：2003年5月～9月(のべ45時間) 受講者：850人、修了者：840人、 講師：弁護士、判事等 内容：特定侵害訴訟に関する法令、実務、手続等</p>
経済産業省	<p>【2004年度以降】新たな制度の運用状況等を的確に見守っていく。</p>	<p>特定侵害訴訟代理業務試験 2003年10月26日 侵害訴訟代理試験 (東京、大阪、受験者804名) 2003年12月25日 合格発表 (合格者553名、合格率68.8%)</p> <p>付記弁理士 (特定侵害訴訟代理可能な弁理士) 付記登録した弁理士の数 498名。 (2004年1月27日 (最初の特定侵害訴訟代理業務付記登録日) から2004年4月1日までの数)</p>

弁理士試験の在り方及び弁理士の試験合格者の実務能力を担保する方策等について、知的財産専門職大学院等との関係も踏まえて、2003年度以降検討を行い、弁理士の量的・質的拡大を図る。

担当府省	取組状況	参考
文部科学省	<p>【2003年度】 弁理士試験の在り方及び弁理士試験合格者の実務能力を担保する方策について、知的財産専門職大学院等との関係も踏まえ、関係機関と情報交換を行った。</p> <p>【2004年度】(予定) 弁理士試験の在り方及び弁理士試験の合格者の実務能力を担保する方策等について、知的財産専門職大学院等との関係も踏まえて、学校教育という観点からの協力を行う。</p>	<p>弁理士数：5,654人(2004年3月現在) (特許行政年次報告書2003年版より)</p> <p>弁理士試験合格者数 255名(2000年度)、315名(2001年度) 466名(2002年度)、550名(2003年度) (特許庁ホームページより)</p>
経済産業省	<p>【2003年度】【2004年度以降】 弁理士試験の在り方及び弁理士試験合格者の実務能力を担保する方策について、知的財産専門職大学院等との関係も踏まえ、関係機関と引き続き情報交換を行いつつ検討を行う。</p>	

高度な専門性、国際性等を備えた弁理士を多数育成するために、知的財産専門職大学院等の活用による、弁理士又はいわゆる付記弁理士のための研修の在り方について、2003年度以降検討を行う。

担当府省	取組状況	参考
文部科学省	<p>【2003年度】 知的財産専門職大学院等の活用による、弁理士又は付記弁理士のための研修の在り方について、関係機関と情報交換を行った。</p> <p>【2004年度】(予定) 知的財産専門職大学院等の活用による、弁理士又は付記弁理士のための研修の在り方についての検討に対して、学校教育という観点からの協力を行う。</p>	
経済産業省	<p>【2003年度】【2004年度以降】 知的財産専門職大学院等の活用による、弁理士又は付記弁理士のための研修の在り方について、関係機関と引き続き情報交換を行いつつ検討を行う。</p>	

米国における守秘特権 (attorney-client privilege) と日本の弁理士の業務との関係につき、日本弁理士会の協力を得つつ調査を行い、関係法令による対応の可能性を含め、今後の方策につき2003年度以降検討を行う。

担当府省	取組状況	参考
経済産業省	【2004年度以降】米国における守秘特権と日本弁理士との関係(業務への具体的影響、判例調査等)を、日本弁理士会は調査する。	

知的財産法を司法試験の選択科目にする

新しい司法試験においては、知的財産法の重要性や法科大学院における知的財産法関連科目の開設状況等を踏まえた選択科目について、2005年度中に検討を行う。

担当府省	取組状況	参考
司法制度改革推進本部	<p>【2003年度】 2003年10月に新司法試験の選択科目の在り方についての検討の参考とするため、2004年4月の法科大学院設置について認可申請(計画)中の72校に対し、開設を予定している授業科目及びその単位数などについて調査を行ったほか、法曹養成検討会において司法試験の選択科目の在り方について検討を行い、第20回会合(2003年12月9日)で「司法試験に関する意見の整理」を取りまとめた。</p> <p>【2004年度(予定)】 知的財産法を新司法試験の選択科目にすることについては、改正後の司法試験法第3条第2項第4号・第6条により、2004年1月1日に法務省に設置された司法試験委員会において、社会における各法律分野のニーズや法科大学院におけるカリキュラム編成等を踏まえて検討する。</p>	<p>司法試験 2004年1月 司法試験委員会発足 2006年5月ころ(予定) 新司法試験(第1回)</p> <p>全法科大学院(68大学)において、「知的財産(権)法」関係の授業科目を開設。(別紙参照)</p>
法務省	<p>【2003年度】 新司法試験の選択科目の在り方についての検討の参考とするため、2003年7月に2004年4月の法科大学院設置について認可申請中の72校に対し、開設を予定している授業科目及びその単位数などについて調査を行った。</p> <p>【2004年度】 知的財産法を司法試験の選択科目にすることについては、改正後の司法試験法第3条第2項第4号・第6条により、2004年1月1日に法務省に設置された司法試験委員会において、社会における各法律分野のニーズや法科大学院におけるカリキュラム編成等を踏まえて検討する。</p>	

法科大学院の教育と司法試験との連携を図る

法科大学院における知的財産に強い法曹の養成を実現するため、2003年度以降引き続き、法科大学院における教育内容と司法試験との有機的連携の確保を図る。

担当府省	取組状況	参考
司法制度改革推進本部	<p>【2003年度】 司法制度改革推進本部事務局に設けられた法曹養成検討会において、第18回会合(2003年7月14日)で法曹養成制度における知的財産権教育の在り方に関する実務家研究会(主査 牧野和夫国土館大学教授)から「実務家の視点による法曹養成制度における知的財産権教育の在り方について」(中間取りまとめ)についてヒアリングを行うなど、継続的に「法科大学院の教育と司法試験等との有機的連携の在り方」について検討を行い、第20回会合(2003年12月9日)で「司法試験に関する意見の整理」を取りまとめた。</p> <p>【2004年度】(予定) 2004年1月1日に設置された司法試験委員会において、法科大学院におけるカリキュラム編成等を踏まえ、知的財産法を新司法試験の選択科目とすることについての検討を行う。司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律(2002年法律第138号)及び法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律(2002年法律第139号)に基づき、法科大学院における教育と司法試験との有機的連携の確保を図る。</p>	
法務省	<p>【2003年度】 2003年2月に司法試験管理委員会の下に新司法試験実施に係る研究調査会が設置され、新司法試験の実施に関する事項について研究調査が行われ、同年12月11日に最終報告書が取りまとめられたところであるが、その中で「新司法試験は、法科大学院の教育を踏まえたものとし、司法修習を経れば、法曹としての活動を始めることができる程度の能力を備えているかどうかを判定するものとする。」との取りまとめがなされた。</p> <p>【2004年度】 2004年1月1日に法務省に設置された司法試験委員会において、法科大学院におけるカリキュラム編成を踏まえ、知的財産法を新司法試験の選択科目とすることについての検討を行う。改正後の司法試験法及び法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律に基づくとともに、前記報告書の趣旨を踏まえ、法科大学院における教育と司法試験との有機的連携を図る。</p>	
文部科学省	<p>【2003年度】 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律(平成14年法律第139号)に則り、法科大学院の設置審査を行う審議会に法曹を参画させ、有機的連携を図った。</p> <p>【2004年度】 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律(平成14年法律第139号)に基づき、必要に応じ適切な連携を図る。</p>	<p>大学設置 学校法人審議会法科大学院特別審査会委員 に法曹が参画</p>

(2)知的財産に関する大学院 ,学部 ,学科の設置を推進し,知的財産教育を魅力あるものとする

夜間法科大学院の開設など知的財産教育を進める環境を整備する

)2003年度以降 ,法科大学院 ,技術経営大学院 (MOT[マネージメント・オブ・テクノロジー]),知的財産専門職大学院 ,知的財産を専攻する学部・学科について ,夜間法科大学院を始め夜間の講座の開設等 ,社会人教育や実務家教員の参画を容易にするための各大学の取組を促す。

担当府省	取組状況	参考
文部科学省	<p>【2003年度】 法科大学院における社会人教育や実務家教員の参画について、文書による本計画の周知や関連の会議、ホームページへの掲載等により、各大学の取組を促した。 MOT教育について委託研究を開始。 知的マネジメント研究会関連による人材育成について委託研究を開始。</p> <p>【2004年度】(予定) 各種機会を通じて、法科大学院等における社会人教育や実務家教員の参画に関する各大学の取組を促す。 各種モデル事例の周知を行う。</p>	<p>昼夜開講制を実施している法科大学院 ・桐蔭横浜大学法科大学院 ・大宮法科大学院 ・大阪学院大学法科大学院 ・成蹊大学法科大学院 ・名城大学法科大学院 ・関西大学法科大学院 (各大学HP等より)</p>

)2003年度以降 ,法科大学院 ,知的財産専門職大学院 ,MOTの学生の経済的負担を軽減するための措置を検討し,所要の措置を講ずる。

担当府省	取組状況	参考
文部科学省	<p>【2003年度】 法科大学院生に対する奨学金の在り方について検討を行い、2004年度予算に所要額を計上。また、専門職大学院に対する支援を行う。</p> <p>【2004年度】(予定) 法科大学院生に対する奨学金事業の充実及び私立の法科大学院に対しては法科大学院支援経費を計上する。</p>	<p>私学助成 法科大学院支援経費 (私立大学等経常費補助金)25億円 (2004年度)</p> <p>学生個人に対する経済支援 日本学生支援機構の奨学金事業 (法科大学院分 :貸与人員 3500人、事業費総額 68億 2百万円。また、最大貸与月額 20万円までを設定)(2004年度)</p> <p>国公私を通じた法科大学院の形成支援 法科大学院等形成支援経費 15億 5百万円 (2004年度)</p>

2003年度以降、技術と法律・経営といった文理融合型の人材や法科大学院、知的財産専門職大学院、MOTの各プログラムを総合的に理解した人材の充実に図るため、各大学におけるジョイント・ディグリーの取組を奨励する。

担当府省	取組状況	参考
文部科学省	<p>【2003年度】 各大学におけるジョイント・ディグリーの取組状況に関する調査及びその公表、また、知的財産推進計画の各大学に対する周知を通じて、各大学の自主的取組の奨励を図った。</p> <p>【2004年度】(予定) 各種機会を通じて、大学におけるジョイント・ディグリーに関する自主的取組を促す。 また、大学におけるジョイント・ディグリーなどの取組状況に関する調査及びその公表を通じて、各大学の自主的取組の奨励を図る。</p>	<p>ジョイントディグリーを導入している大学の例 ・東京基督教大学「TCU-ハイオク両学位5年間取得制度」 ・立命館大学「立命館大学・アメリカ大学共同学位プログラム」 ・関西大学「DualDegree Program」 ・関西外国語大学「学位留学」 ・四天王寺国際仏教大学「ダブルディグリー取得制度留学」 ・広島女学院大学「DualDegree Program」</p>

2003年度以降、知的財産分野に精通し、研究開発、経営、起業等に豊富な知識・経験を有する民間企業等の人材を、法科大学院、知的財産専門職大学院、MOT、知的財産を専攻する学部・学科の教員又は講師として積極的に活用するよう促す。

担当府省	取組状況	参考										
総合科学技術会議	<p>【2003年度】 大学等の知的財産活動の活性化のために等検討を行い、「知的財産戦略について」(2003.6 関係大臣に意見具申)をまとめたところ。 関係各省における取組状況を踏まえ、必要に応じ、知的財産戦略専門調査会(2004.1～2004.5予定)において検討を行う。</p> <p>【2004年度】 必要に応じ、知的財産戦略専門調査会(2004.1～2004.5予定)において大学等の知的財産活性化のあり方について検討を行い、推進計画改訂版に反映させる。</p>											
文部科学省	<p>【2003年度】 法科大学院における、知的財産分野に精通した者も含めた企業関係者等の実務経験を有する者の参画を、文書による本計画の周知や関連の会議、ホームページへの掲載等により促した。</p> <p>【2004年度】(予定) 各種機会を通じて、知的財産分野の実務に関する知識・経験を有する人材を、大学教員として活用することを促す</p>	<p>実務の経験を有する専任教員を置く法科大学院の例</p> <table border="0"> <tr> <td>北海道大学法科大学院</td> <td>26人中 6人</td> </tr> <tr> <td>京都大学法科大学院</td> <td>49人中 14人</td> </tr> <tr> <td>大阪市立大学法科大学院</td> <td>26人中 6人</td> </tr> <tr> <td>早稲田大学法科大学院</td> <td>72人中 20人</td> </tr> <tr> <td>立命館大学法科大学院</td> <td>38人中 13人</td> </tr> </table> <p>(各大学HPより)</p>	北海道大学法科大学院	26人中 6人	京都大学法科大学院	49人中 14人	大阪市立大学法科大学院	26人中 6人	早稲田大学法科大学院	72人中 20人	立命館大学法科大学院	38人中 13人
北海道大学法科大学院	26人中 6人											
京都大学法科大学院	49人中 14人											
大阪市立大学法科大学院	26人中 6人											
早稲田大学法科大学院	72人中 20人											
立命館大学法科大学院	38人中 13人											

知的財産に重点を置いた法科大学院や専門職大学院、技術経営大学院など、あらゆる段階における知的財産教育を推進する

ア)法科大学院における知的財産教育を推進する

)2004年度以降、法科大学院の教員資格については、法学部の教育経験にとらわれず、実務経験をも重視して、専任教員に関する審査を行う。

担当府省	取組状況	参考
文部科学省	<p>【2003年度】 専任教員に関しては、専門職大学院設置基準に基づき、高度の技術・技能や、特に優れた知識及び経験をも重視して、審査を行う。</p> <p>【2004年度】 2003年度と同様に審査を行う。</p> <p>【2005年度】(予定)2003年度と同様に審査を行う。</p>	

)2003年度以降、知的財産に重点を置いた法科大学院の設置が可能となるよう、設置の審査においては、理工系大学を含めて、各大学の創意工夫に基づく科目の開設や必修単位の設定を尊重する。

担当府省	取組状況	参考
文部科学省	<p>【2003年度】 法科大学院の教育課程については、専門職大学院設置基準等に基づき、各大学の設置の趣旨を尊重しつつ審査を行う。</p> <p>【2004年度】 2003年度と同様に審査を行う。</p> <p>【2005年度】(予定)2003年度と同様に審査を行う。</p>	

)2004年度以降,各法科大学院の入学者選抜方針に基づく入学試験における理系出身者への配慮や,法科大学院の学生が他の大学院等における技術系科目を受講できるようにするといった法科大学院の自主的な取組を促す。

担当府省	取組状況	参考
司法制度改革推進本部	<p>【2003年度】 2003年7月14日に開催された第18回法曹養成検討会において、知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」における法曹養成制度に関する事項について抜粋資料を配付し、説明を行い、その資料内容をホームページにも掲示するなど周知を行った。</p> <p>【2004年度】(予定) 各種機会を通して、理系出身者など多様なバックグラウンドを有する者の受入への配慮や、法科大学院の学生が他の大学院等における技術系科目を受講できるようにするといった各大学の自主的な取組を促す。</p>	
文部科学省	<p>【2003年度】 法科大学院において、他の大学院における技術系科目の受講などができることや、理系出身者の配慮など入学者選抜における多様性の確保に関して、設置基準制定時の通知(2003年3月31日)を通じて各大学に示した上で、文書による本計画の周知や関連の会議、ホームページへの掲載等を通じて、各大学の自主的な取組を促した。</p> <p>【2004年度】 各種機会を通して、理系出身者など多様なバックグラウンドを有する者の受入への配慮や、法科大学院の学生が他の大学院等における技術系科目を受講できるようにするといった各大学の自主的な取組を促す。</p>	<p>文部科学省告示第53号(2003年3月31日)第3条 法科大学院は、入学者のうちに法学を履修する課程以外を履修した者又は実務等の経験を有する者の占める割合が3割以上となるよう努めるものとする。</p> <p>なお現在、法科大学院の本年度の入学者選抜実施状況の調査を進めているところである。(平成16年4月下旬頃には、結果が判明する予定)</p>

米国LLM(法学修士コース)なども参考にして,知的財産専門家の教育を充実させる法科大学院の自主的な取組を促す。

担当府省	取組状況	参考
文部科学省	<p>【2003年度】 法科大学院における知的財産教育について、文書による本計画の周知や関連の会議、ホームページへの掲載等を通じて、各大学の自主的な取組を促した。</p> <p>【2004年度】(予定) 各種機会を通して、法科大学院における知的財産教育の充実について、各大学の自主的な取組を促す。</p>	<p>全法科大学院(68大学)が、知的財産法関係の授業科目を開設。 その他、知的財産(権)法」関連の複数の科目を組み合わせる履修モデルを提示し、知的財産に強い法曹養成を目指す法科大学院有。 (別紙参照)</p>

イ)技術経営大学院 (MOT)プログラムを推進する

)2003年度以降,科学技術の事業化を戦略的にマネジメントでき,国際的にも通用する専門家を養成するため,技術系大学卒,技術者を主な対象に,文理融合による実践的教育を行うMOTプログラムを実施する各大学の自主的な取組を促す。

担当府省	取組状況	参考
文部科学省	<p>【2003年度】 本計画を各大学に周知するとともに、各種機会を通じ、MOTプログラムを実施する各大学の自主的な取組を促す。</p> <p>【2004年度】(予定) 各種機会を通じ、MOTプログラムを実施する各大学の自主的な取組を促す。</p>	

)2003年度以降,各大学におけるMOTプログラムの充実を図るため,各大学におけるMOTの教育プログラムの開発支援を行う。その際,技術の標準化や知的財産管理に関する内容を盛り込むよう各大学の自主的な取組を促す。

担当府省	取組状況	参考
経済産業省	<p>【2003年度】起業家育成プログラム導入促進事業を約2億円でっており、2002年度より延べ73機関にプログラム開発を委託。</p> <p>【2004年度】引き続き技術経営人材育成プログラム導入促進事業(2004年度予算案9億円)として行っていく予定。</p>	<p>MOTプログラム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2003年度 20コース約1,000人 ・2007年までにMOT人材を年間1万人体制の構築を目指す

ウ)知的財産専門職大学院等における知的財産教育を推進する

2004年度以降、弁護士、弁理士に限らず、広く知的財産に携わる専門家を目指す者に対して、実務、ビジネス、知的財産政策、国際面を含めた教育を施し、知的財産に強い専門家を育成する知的財産専門職大学院を設置する大学の自主的な取組を促す。

担当府省	取組状況	参考
文部科学省	<p>【2004年度】(予定) 各種機会を通じ、知的財産専門職大学院等における知的財産教育に関する各大学の自主的な取組を促す。</p>	<p>知的財産に関する教育課程検討会(2003年3月31日) (有識者に寄る自主的検討会): 知的財産専門職大学院教育課程検討の参考として、「知的財産専門職大学院の教育課程について」をとりまとめ</p>

エ)大学における知的財産教育を推進する

2003年度以降、弁護士、弁理士等の高度専門職業人のみならず、企業や大学等の知的財産関係者、研究者等に対する知的財産に関する知識の啓発のため、学部・学科レベルの優れた知的財産教育を推進する。そのため、入学者にインセンティブを与えることや、専門人材としての能力評価指標の在り方について検討を行う。

担当府省	取組状況	参考
文部科学省	<p>【2003年度】 大学における知的財産教育の取組状況に関する調査及びその公表、知的財産推進計画の各大学に対する周知を通じて、各大学における自主的な取組の奨励を図った。 科学技術振興調整費で大学院における知財専門人材養成の取組を支援した。</p> <p>【2004年度】(予定) 各種機会を通じて、大学の学部レベルにおける知的財産教育に関する各大学の自主的な取組を促す。また、大学が行う知的財産関連の特色ある優れた教育取組への支援を行う。 さらに、大学学部レベルにおける知的財産教育に関する取組状況の調査及びその公表を通じて、各大学の自主的な取組を奨励する。 科学技術振興調整費で大学院における知財専門人材養成の取組を支援する。</p>	<p>知的財産権に関する授業科目の実施状況 (別紙参照) 科学技術振興調整費新規採択課題 (2002年度～2006年度) 知識創造マネジメント専門育成ユニット(東京大学) ・エンジニアリング知的財産(IP)講座(東京工業大学) (2003年度～2007年度) 知的財産政策エキスパート育成ユニット(政策研究大学院大学) 知財創出人材の実践的養成(東北大学大学院)</p>
経済産業省	<p>【2003年度】 大学の研究者向けセミナー(2003年度予算:180百万円)を全国8経済産業局特許室と沖縄総合事務局を通じて実施。 全国の大学に産業財産権標準テキスト等の配布希望調査を実施した上で配布。</p> <p>【2004年度】(予定) 2004年度以降も継続。</p>	<p>2003年大学等研究者向けセミナー開催実績: 127回、1,778人参加 大学等への2003年産業財産権標準テキスト配布部数: 約690学部、約145,000冊</p>

(3) 知的財産教育・研究の基盤を整備する

知的財産教育に関する児童・生徒向け教育及び教員向け研修を推進する

小学校の早い段階から知的財産マインドを涵養し、特許権や著作権などの知的財産を尊重する意識を身に付けさせるため、2003年度以降、特許権や著作権などの知的財産教育プログラムを策定するとともに、学校での知的財産教育を支援するため、初等中等教育向けの教材の作成・提供、教員向けの研修等の実施や手引書の作成、学校における知的財産教育の具体的手法の研究開発など、知的財産に関する教育事業を実施する。

担当府省	取組状況	参考
文部科学省	<p>【2003年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「楽しみながら学べる学習ソフト」については、文化庁ホームページにて公開。(小学生向けについては、2004年1月公開)(中学生向けについては2004年4月公開予定) ・「中学生向けまんが」については、著作権法改正(2004年1月から実施)を反映した内容に訂正し、全国の中学3年生を対象に配布。 ・「教職員向け講習会」を実施済み(全国2カ所) ・「学校向け指導事例集」については、文化庁ホームページにて公開。(2004年1月公開) ・「著作権教育研究協力校」における著作権教育の具体的手法の研究開発を、小・中・高等学校各2校計6校で実施中。 <p>【2004年度】(予定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「楽しみながら学べる学習ソフト」の活用実績を踏まえて改善する。 ・「中学生向けまんが」の作成・配布を引き続き行う。 ・「教職員向け講習会」を引き続き行う。 ・「学校向け指導事例集」の活用実績を踏まえて増補する。 ・「著作権教育研究協力校」における著作権教育の具体的手法の研究開発を引き続き行う。 	<p>「中学生向けまんが」は、全国の中学3年の生徒に配布している。配布部数126万部、中学校数約1万1千校、配布部数から、生徒数は126万人</p>
経済産業省	<p>【2003年度】</p> <p>全国の初等中等教育機関向けに産業財産権副読本(2003年度予算:289百万円)また、高等・専門教育機関向けに産業財産権標準テキスト(2003年度予算:222百万円)を策定し、配布希望調査を実施した上で各学校、学生に配布。</p> <p>【2004年度】(予定)</p> <p>2004年度以降も継続。</p> <p>【2004年度】(予定)</p> <p>学校教育機関の教職員に向けた知的財産教育支援セミナー(2004年度予算案:91百万円新規)を全国8経済産業局特許室と中経総合事務局を通じて実施予定。</p>	<p>2003年産業財産権標準テキスト配布部数: 約8,000箇所、約35万部</p> <p>2003年産業財産権教育用副読本配布部数: 約8,700箇所、約45万部</p>